

# かもがわ

故 徳田 敏 弁護士 追悼号



## 徳田敏弁護士を悼んで

坂元和夫

毎日事務所で仕事をしていますが、隣の席に徳田弁護士の温顔を見ることがもはやできないことがなかなか実感できません。折に触れて、事務所にしても徳田弁護士が要の存在だったことをつくづくと感じます。

一月二十九日の告別式の弔辞をもって私の追悼文に代えることにします。

### 弔辞

鴨川法律事務所を代表して徳田敏先生のご霊前に謹んで弔辞を捧げたいと思います。

徳田先生は、一九九八年に京都大学を卒業され、修習を終えて検察官に任官後一年して退官し弁護士登録をされ二〇〇五年に鴨川法律事務所に入所していただきました。

いわゆるヤメ検でありながら、徳田先生は、民事事件についても高い能力を備えておられ驚いたのを覚えております。事務所では徳田先生と机を並べていますので、民法や商法のややこしい案件について私が判例や学説について尋ねることが多かったのですが、徳田先生は忙しそうにしていてもそれを中断して、たちどころに書棚から参考文献の該当場所を探し出したりインターネットで判例を検索してくれました。それだけでなく、事務所会議や事務所の判例研究会でも私のように思い付きの意見ではなく、人の意見をじっくり聞いて最後に落ち着きの良い意見を言われるのが常でした。依頼者の相談を受ける時も相手方の話をよく聞いておもむろに自分の意見を言うといった私どものなかなか真似のできないスタイルを持っておられ依頼者の信頼度は抜群でした。それに加えて、特筆すべきはその温厚

な性格です。私は事務所で徳田先生が怒った顔をしたことを見たことはありません。それでいて、検察官に任官したことから分かるように正義感の強い人でした。

こうした弁護士として法律家として誠に得がたい資質に恵まれ、我が鴨川法律事務所の屋台骨を支える存在になりつつあるそういう時に突如病魔に冒されました。昨年五月に肺がんの手術を受け、一旦は良好な経過を辿って業務に復帰され私達も喜んでいたので、今年の半ばに転移が見つかり入院を繰り返し九月以降次第に病状が悪化したようです。その中で担当事件の処理・引き継ぎや弁護士会の委員会関係、外部の委員の辞任などについて病室から事務所の担当事務局へ直接あるいはメールでの確に指示をされました。しかも、この一月中頃でしたが、毎年年末発送する事務報の原稿を書くと言われ、私達は徳田先生の責任感と気力に感銘を受けとても喜んでおりました。しかし、残念ながらその原稿は半ばで終わることになりました。徳田先生の最期は本当に立派だったと思います。

三八歳という若さで天職というべき弁護士の途を中途で絶たれ、最愛の奥様と六歳と四歳のお子さんと別れなければならなかったその心中を思うと本当に胸が痛みます。さぞ、思い遣すことが多かっただろうと思います。

鴨川法律事務所としましては、ご家族の今後については出来るだけのこととをさせていただきますので、徳田先生には安んじて旅立たれますよう、ご冥福を心からお祈り申し上げます。





## いつまでも私達を見守っていて下さい

尾藤 廣 喜

徳田敏弁護士が、亡くなられてから二ヶ月が経ちましたが、未だに亡くなられたという実感がありません。

徳田弁護士は、私の右隣の机に座っており、私は、民事事件の判例の内容について疑問があったり、刑事事件の処理方針で迷ったりした際には、「この件どう考える？」と気楽に声かけをして意見をよく聞いておりました。ですから、今でも時々、声をかけたくなることがあり、改めて、徳田弁護士がいないことに「心の空洞」を覚えます。かけがえのない同僚を失った寂しさは、本当に例えようがないものです。

徳田弁護士は、本当に優しく誠実な人柄で、着実に事件を担当処理してくれていました。また、もともと、検察官を志望したことから解りますように、正義感の強い人で、特に、社会的に弱い人の権利が不当にしいたげられている事件については、採算を度外視しても、代理人として力を尽くしたいという思いを強く持っておられ、その点で、検察官の仕事に疑問を持ち弁護士に転身したいと思っただけに、当事務所を選ばれたようです。

ですから、刑事事件を得意にはしていましたが、民事事件についても、誠実で着実、しかも、緻密な事件処置で依頼者の信頼は抜群でした。

弁護士の仕事で最も大切なこと、基礎的なことは、大きな事件であれ小さな事件であれ、着実に毎日の執務をむらなくこなしていくことですが、なかなかこの作業は言うは易く実行は難しいものです。特に、私の場合は、日弁連の委員会活動、生活保護を中心とした貧困問題の取り組み、原爆症認定訴訟などで、全国を飛び回ることが多く、その留守中に事務所の事件をしっかりと担当して、処理してくれていました徳田弁護士がいてく

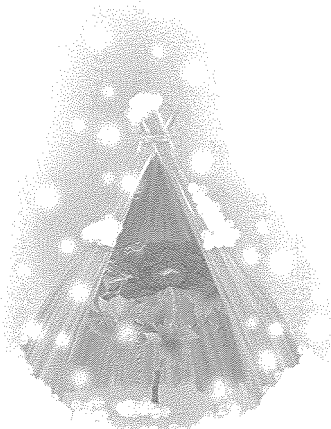
れたおかげでどんなに助かったか知れません。その中でも、徳田弁護士は、自分の「担当範囲として」、検察官の経験を生かし、刑事事件の「捜査の民主化」と公判の充実特に力を入れておりました。また、持ち前の優しさから、「子どもの人権」についても、なみなみならぬ関心をよせ、京都弁護士会では委員会の副委員長を勤めるなど多彩な活動をしていたようです。さらに、長岡京市の入札監視委員に選任されたところから、これからは、行政の財政民主化にも、力を入れたいと常々話しておりました。

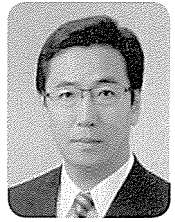
このように、着実な事件処理と人権活動をバランスよく実行していくために、「毎日午後九時までは事務所仕事をする」との覚悟で仕事をし、土曜日にもほとんど事務所仕事をする」と決意していたようですが、私は、そのような「覚悟」が病気の一因になったのではないかと、今改めて思い返し、残念にも思っております。

そんな中でも、いつも午後八時三〇分すぎには、自宅に電話して「今何してるの。」と優しく子どもさんたちに声かけていた徳田弁護士。優しく、お互いに気の合った恋人同士であった奥さんと二人で、愛情一杯で育ててきた子どもさんらのことが、一番心残りではなかったかと思えます。

でも、ご家族は、あなたのことを「いつまでも身近にいてくれる」と考え、頼りにしておられます。

私達も、決して忘れません。どうか、これからも、私達をどこかで見守っていて下さい。





優しくて強い徳田君

山崎 浩一



徳田弁護士のこと

鎌田 則仁

「この子は一言も辛いとか苦しいといいませんでした」

危篤の知らせを聞いて病室に駆けつけた所員一同に徳田君のお母様が語った言葉でした。既に意識がなく、苦しげな呼吸をしている光景に胸が張り裂ける思いでした。「頑張り」「早く事務所に帰ってきて」と口々に呼びかける事務所員の願いの声が彼のどこかにはずの意識に届くことを祈りました。優しい笑顔を決やさなかった彼の命が絶えようとするなんて、あまりに不条理で受け入れがたいことでした。

徳田君は第五七期の司法修習生として僕のもとで弁護修習をされました。朝から晩まで一緒に行動していても、全く煩わしいと感じたことはありませんでした。それは、徳田君の淡々とした物腰、細かな配慮、優しい性格、ユーモアのセンスによるものだったのでしょうか。

起案していただいた書面の出来映えは素晴らしく、そのまま使えそうなものばかりでした。内心、徳田君が当事務所に来てくれたらいいなと思っていたのですが、検察官志望と聞いていましたので、勧誘は断念しましたが、逆に優しい性格で検察官が勤まるのかなと心配しました。

その後、検察官をやめると聞いた時には、やはり彼の優しさが検察官には向いていなかったのかなと勝手な推測をしていました。しかし、弁護士となった徳田君と一緒に仕事をできるようになり、彼には優しさだけでなく、不正を許さない厳しさ、着実な考え方などが備わっており、徳田君のような人にこそ検察官であってほしいと思うようになりました。

僕は、徳田君が相手方を厳しく批判したり、依頼者を怒る姿を見たことがありません。優しさ、忍耐力や度量の大きさを全てのことを飲み込んでいたのでしょうか。

苦しい闘病生活で一言も苦しいといわなかったというお母様の言葉は、徳田君が最期まで素晴らしい人格で彼らしい生き方を貫いたことを教えてくれました。

正にこれからという時、本当に残念無念なことというほかない。徳田弁護士とは、デスクが四階と二階に分かれており、それぞれ忙しくしていることもあって、毎日顔を合わせるといってはいけなかった。それにもかかわらず、刑事事件は毎回、また、複雑困難事件においてもしばしばパートナーをお願いしたが、いつも快く引き受けていただき、どれだけ助けられたことであろうか。

徳田弁護士は、法曹の世界では、まだ若手に分類されてしまう年齢でも、安心して仕事を任せられる実力を持っていたことに間違いない。何より優れた点は、その堅実かつ誠実な仕事ぶりである。依頼者には有利不利を問わず、証拠と理論をじっくり検討し、的確な見通しを立ててきちんと説明し、その納得を得た上、その説明したところを地道にしっかりと実行していかれたように思う。

語り口は、雄弁という印象はないが、言葉をよく選んで、簡潔、正確、分かりやすくということ、聞き手には安心感、安定感を与えられていたのではないかと思う。また、弁護士に必要な資質として、言いたいことをきちんと文書にまとめ上げる能力ということが挙げられるが、これについては特に優れたものがあったと思う。私自身、裁判官時代、合議体の中で、何人もの若手裁判官の判決原稿を加除訂正してきたもので、原形を留めないまで修正が必要ということも少なからず経験したが、徳田弁護士の作成した書面は完成度が相当に高く、添削に苦勞がなかったことが強く心に残っている。書面の作成を任せられるということは、他の弁護士は、余力を別の作業や事件に安心して向けられるわけであり、これほど助かることはない。

更なる研鑽を積まれて大成されたであろうことを思うと、何ともやりきれないものの、今となっては、安らかにご冥福をお祈りしたい。



徳田先生を偲んで

富 増 ■ 季

私と徳田先生は同じ平成一七年秋に鴨川事務所に参加しました。徳田先生は、年齢も司法修習の修習期も私の一年先輩で、検察官としての法曹経験もお持ちでいらっしやったことから、私にとっては兄弁（アニキ分の先輩弁護士の意味です）のように心強い存在でした。

事務所のレク企画で大文字山に上ったことや、岡崎球場で野球部の練習にいらしたときのことなど、楽しい思い出を昨日のように思い出します。あまり知られていませんが、事務所のIT化にも積極的で、増え続ける事務所内の蔵書をバーコードリーダーで一管理する構想を持っていたり、いちはやく電話録音システムを導入していたり、さりげなく魅力的なアイテムを揃えておられたことが印象に残っています。

平成二三年に共にパートナー弁護士となった後は、仕事の面でも二緒する機会が増えました。温厚な人柄だけでなく、卓越した実務能力とバランス感覚とを兼ね備えていることを実感し、改めて尊敬の思いを深めました。徳田先生のような立派な弁護士と一緒に、鴨川事務所の伝統を受け継ぎ、新たな時代を切り開いていくことを楽しみに思い描いていただけに、残念でなりません。昨年夏ころから、徳田先生の単独事件については、私が引き継いで対応しています。依頼者の方々から生前の徳田先生のご様子を聞く機会もあり、みなさんが徳田先生に厚い信頼を寄せていたことを実感します。

徳田先生が残された一二年前の書面やメモの走り書きなどから、その当時の事件の見立てや、処理方針などを読み解いていくような作業をすることもあります。そんなとき、何だか徳田先生が目の前にいて対話をしているような、不思議な感覚になることがあります。どのような案件でも真摯に取り組んでこられた徳田先生。その思いをひしひしと感じながら、天国に向かって「きちっと対応していますから、安心してお休みください」と念じる日々です。

徳田先生のご冥福を心よりお祈りいたします。

弔 辞

京都弁護士会会長 藤井 正大

京都弁護士会を代表し、謹んで故徳田敏先生のご霊前に申し上げます。このたびの先生の突然の訃報に接し、会員一同驚きとともに深い悲しみを覚えます。痛恨の極みです。

先生は、一九七五年（昭和五〇年）四月二七日に鹿児島市にお生まれになりました。二〇〇二年（平成一四年）三月に京都大学法学部をご卒業になり、同年司法試験二次試験に合格され、その後第五七期として司法修習を終えられた後、二〇〇四年（平成一六年）一〇月に検事に任官されました。東京地方検察庁そして大阪地方検察庁で検事として活躍された後、二〇〇五年（平成一七年）九月に検事を退官され、同年一〇月に京都弁護士会に入会されました。

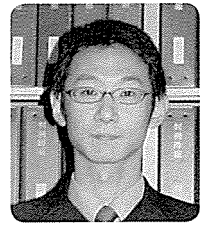
先生は、京都弁護士会にてこれまで法律援助基金運営委員会委員長、同副委員長、同委員会第二及び第三審査部会部会長、子どもの権利委員会副委員長、同委員会公正取引部会部会長、民暴・非弁取締委員会副委員長等の要職を歴任され、京都弁護士会に多大の貢献をされるとともに、常に基本的人権の擁護と社会正義の実現のために情熱を傾けてこられました。

また、先生は、長岡京市入札監視委員会委員や子どもを共に育む京都市民憲章推進条例制定検討委員会委員を務められるなど、ご活躍は目覚ましく、弁護士会内にとどまらず、社会において大きな足跡を残してこられました。

当会は、先生の将来に大きな期待をしておりました。今となつては先生の快活で誠実なお人柄に接する機会はなくなつてしまいました。やり遂げたことはたくさんあったはずだと思います。志半ばで若くして旅立たれたことはまことに惜しまれるところではありますが、私も会員一同は、先生のご遺志をしっかりと受け継ぎ、基本的人権の擁護と社会正義の実現のために尽力し、京都弁護士会を一層発展させていくことをお誓いします。どうぞ安らかにお眠りください。先生のご冥福を心からお祈り申し上げます。

二〇一三（平成二五年）十一月三〇日

徳田弁護士が鴨川法律事務所に入所して初めて書かれた文章です  
かもがわ三八号



## 刑事弁護雑感

徳田 敏

はじめまして

皆様、はじめまして。二〇〇五年一〇月から事務所で勤務しており徳田敏です。弁護士として勤務し始めてから数件の刑事弁護を担当しましたので、今回はこれら初めての刑事弁護を通じて感じたことをお伝えしたいと思います。

**接見**  
被疑者が逮捕されている身柄事件の場合、検察官が被疑者から話を聞くときは、警察の押送の係が執務室まで連れてきてくれますが、弁護人は被疑者の拘束されている場所に自ら赴く必要があります。幸いにもまだ私は事務所から比較的近い警察署に留置されている被疑者の弁護しか担当し

にはなお多くの障害があります。

### 権利の告知

検察官は被疑者に対して、告知が義務づけられている供述拒否権を告げた上で（弁解録取手続きのときで日本人相手であれば弁護人選任権を、外国人相手であれば領事官通報権も告げます。）取調べを行います。通常はそれ以上の権利の説明はしません。取調べや供述調書作成にあたっては、供述調書への増減変更申立権や署名押印拒否権があります。これらの権利は法律上告知が義務づけられていないことや、検察官や警察官にとっては告知することが「宋襄の仁」となりかねないと思われるためからか、取調官から告知をしている場合はかなり稀です。しかし弁護人の立場からすれば、どのような供述調書が作成されたのかは、将来の公判の帰趨を決しかねない重要事項ですので、この増減変更申立権や署名押印拒否権を説明しておく必要があります。

しかし、これらの権利もただ単に権利内容を説明するだけではかえって危険なものとなりかねません。被疑者ががんばって「ここが違う。」と訂正の申立てをしても、一部しか訂正されなかったときには非常に困ったことになってしまいます。なぜなら、供述調書の訂正は、末尾に訂正内容を付記する形で行うのが一般的ですが、できあがった供述調書の末尾に訂正が付記してあると、裁判所に「訂正を申し立てるぐらいたかから任意にされた供述であろう。」とか、「その余は訂正されていないのだから、被疑者は訂正の申立てをしていない」被疑者自身が話した（認めた）ことだろう。」と判断されるおそれがあるからです。

そのため、これらの権利を説明する際には供述調書が将来の公判でどのようなに使われるのかを説明した上で、訂正してもらおうとしても事実と異なる部分は全て訂正してもらわないといけない」と説明する必要があります。

### 最後に

供述調書への増減変更申立権は、すべて被疑者供述の任意性や信用性に関わるものです。弁護人が意を尽くして被疑者に権利の告知をしても、実際の取調べでは権利が十全に守られない場合もあり、それはひとえに取調状況の可視化が不十分であることに起因しています。平成二一年までには裁判員制度がスタートしますが、供述調書の任意性や信用性に疑義がある場合には弁護人として争わざるをえず、そのときには裁判が長期化し、一般市民が裁判員に専従することも困難となりかねません。もとより長期化を懸念して疑義の生じた供述調書の任意性や信用性を弁護人が争わない、もしくは裁判所が争わせないという事態は刑事裁判が「裁判」である以上許されるものではありません。したがって、裁判員制度のもとにおいては、取調状況の可視化はもはや避けて通れない喫緊の問題となっていくといえるでしょう。